内閣官房令

○内閣官房令第十号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、寒冷地手当支給規則等の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

寒冷地手当支給規則等の一部を改正する内閣官房令

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条　寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十三　略］ 十四　令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第一項の規定により派遣されている職員 十五　［略］	（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十三　同上］ 十四　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第一項の規定により派遣されている職員 十五　［同上］

別表（第一条関係）

所在地	官署
［略］	［略］
福島県	［略］
［略］	［削る。］
［略］	［略］
富山県	富山森林管理署常願寺川治山事業所
富山市小見中段割二五五の一四	［略］
［略］	［略］

所在地	官署
［同上］	［同上］
福島県	［同上］
［同上］	福島森林管理署白河支署表郷森林事務所
白河市表郷金山字菅辻一一五の六	［同上］
［同上］	［同上］
富山県	富山森林管理署常願寺川治山事業所
富山市小見中段割二五五の八	［同上］
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（記載事項） **第一条**　［略］ 2　［略］	（記載事項） **第一条**　［同上］ 2　［同上］